

## 特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

令和7年7月10日（木）に国道8号能生小泊駐車帯において、特殊車両・  
過積載車両の合同取締りを糸魚川警察署と実施しました。

取締りの結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全や重大事故の  
防止に努めてまいります。

### 【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：3台      うち違反指導を行った車両：1台

（違反指導の内訳）

・道路法に基づく特殊車両取締り      警告（許可証不携帯）： 1台

・道路交通法に基づく過積載車両の取締り      ： 0台

※写真の車両は違反車両ではありません



取締りの様子

### お問い合わせ先

（特殊車両の通行に関すること）

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

道路管理第一課長 諏訪部 宏文（すわべ ひろふみ） 電話 025-523-3136（代表）

（過積載に関すること）

新潟県 糸魚川警察署 交通課

交通課長 柳 昭平（やなぎ しょうへい） 電話 025-552-0110（代表）

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>



高田かわこく  
ホームページ

# 「特殊車両」は通行確認または通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）  
 「特殊車両」とは、道路法で定められている車両制限値を1つでも超える車両をいいます。

車両の諸元		一般的制限値	
幅		2.5メートル	
長さ		12.0メートル	
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）	
重さ	総重量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）	
	軸重	10.0トン	
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満	18.0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上	20.0トン
輪荷重	5.0トン		
最小回転半径		12.0メートル	

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両であり「通行確認」または「通行許可」が必要です！

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

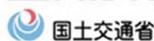
特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索!



・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ  
 HIDO 特車 で検索!  
 ・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ  
 TEL 0120-161-948



## 特殊車両通行の手続きは早い・簡単・便利な通行確認制度で!



急な輸送依頼にも対応できるので、荷主様にも大変喜ばれています。

(X運輸会社 A様)



オンラインシステムは操作も簡単だし、自動で経路検索してくれるので助かります。

(Y建設会社 B様)

### こんな場合に特におすすめ!

■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い  
 →2地点双向2経路検索+追加経路

元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA・B間往復及びC・D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円!

取降済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、通行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い  
 →都道府県検索+追加経路

元経路(S-G間往復)に新たにC・A、S・B、S・C、S・D、S・E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円!

急な依頼でも都道府県検索で面的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

### 利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクトスレーラの高速道路の経路確認が可能に!
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP!
- 走行時に携行が必要な回答書一式の文書量を削減!
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に!
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定!(今後も対象経路を拡大していきます)

今後も使いやすいシステムに改善していきます!